居住安定援助賃貸住宅事業認定申請書および添付書類一覧

	認定申請書及び添付書類	様式	根拠規定
1		居住サポート住	共同規則
	•認定申請書	宅情報提供シス	第5条
		テムから作成	
2	・居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間		
	取図		
3	・居住安定援助のうち共同規則第十四条第一号の基準(居住安		
	定援助の内容に関する基準)に係るものの内容の概要図		
4	・認定を受けようとする者(法人である場合においては当該法人		
	並びにその代表者及び役員を含む。)、共同規則第二十条に規	 居住サポート住	
	定する使用人並びに居住安定援助賃貸住宅の転貸借が行わ	名性ッポード性 宅情報提供シス	
	れている場合にあっては、当該居住安定援助賃貸住宅の所有	七間報提供ノス	
	者及び転貸人が法第四十二条各号に掲げる欠格要件に該当し	/ ムル・クロル	
	ないものであることを誓約する書面		
5	・認定を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能		
	力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人	居住サポート住	
	(法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役	宅情報提供シス	
	員を含む。)が法第四十二条第一号から第五号までに掲げる欠	テムから作成	
	格要件に該当しない者であることを誓約する書面		
6	・居住安定援助賃貸住宅の構造が、共同規則第十条第一号に	居住サポート住	共同規則
	掲げる基準に適合するものであることを誓約する書面	宅情報提供シス	第8条関係
	」は、少女子にはロッツログへのでした。 まきょう の言 田	テムから作成	
7	・居住安定援助賃貸住宅が昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の		
	工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る		
	建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「耐		
	震関係規定」という。)に適合するもの又はこれに準ずるもので		
	あることを確認できる書類で、次に掲げるもの。ただし、認定の		
	申請時に居住安定援助賃貸住宅が耐震関係規定に適合するも		
	の又はこれに準ずるものではなく、かつ、申請前に当該居住安		
	定援助賃貸住宅の耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関す		
	る法律第二条第二項に規定する耐震改修をいう。)の工事を行		
	うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の		
	完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるもの		
	になるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもって		
	代えることができる。		
	イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に		

	規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針と		
	なるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断(同法第二条		
	第一項に規定する耐震診断をいう。)の結果についての報告書		
	ロ 既存住宅(建設工事の完了の日から起算して一年を経過		
	した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅をいう。ハ		
	及び次条において同じ。)に係る住宅の品質確保の促進等に関		
	する法律第六条第三項の建設住宅性能評価書		
	ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の		
	確保等に関する法律第十九条第二号の保険契約が締結されて		
	いることを証する書類		
	ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震に関する書		
	類		
8		居住サポート住	
	・認定の申請が基本方針に照らして適切なものであることを誓	宅情報提供シス	
	約する書面	テムから作成	
9	その他市長が必要と認める書類		